



「今年に入つて3回も改正されて受け付ける側も大変…今後この助成金がいつまであるのか…?」と高年齢者雇用開発協会の窓口担当者がこぼしました。“65才現役時代”をキヤッフレーズに一定の条件の事業主が61才以上に定年を延ばせば、最高300万円を5年間支給する継続雇用定着促進助成金の事です。同じ事が少子化対策の一つとして昨年できた看護休

厳しくなる一方の助成金、雇用の安定誰のため?

暇・育児両立支援の奨励金でも起きています。「条件が今年2回も変わって申請件数が激減した…」と21世紀職業財団の担当者は言います。“雇用の安定のために”という厚労省の分厚い冊子の15年度版には64種もの助成金が紹介されていますが、過去10年間の目玉10制度でも一つを除けば20%しか利用されていないそうです。一方で新しい取扱機関・財団が増えていますので、誰の雇用の安定を考えているのかな…???



「事情があって建設会社を閉じる事になった… 40名近くの社員の失業に伴う保険の手続きを頼みたい…」という相談を受けました。健保の任意継続や離職票の交付手続きの他に

労働保険料の確定作業があります。今まで自社でされていましたが、今回は多人数のため当事務所での処理に。労保料の計算は被保険者の賃金に料率を掛けますが、その作業の中でちょっとしたミスが発見されました。本来、雇用保険

あッ! 払い保険料の還付は、過ぎても保険料2年が限度

66万円。労働局に調査を依頼し、この還付の手続きを先日無事終えました。こうしたミスはよくある話ですが、気がついた時には時効で過払い保険料が戻らない事が多いので要注意ですね。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時の間、会議を行います。ご協力をお願いします。

県の格付けを重視される方へ

平成15年11月1日

大分県の格付け基準(技術職員の要件)が、来年度から厳しくなります!

=新しい技術者要件の審査基準日は
平成15年12月1日現在です!=

（当事務所・豆ニュース（NO.139）（本年7月発行）再録）



「えっ! こんな大事な事が裏面に書いてあるんかえ?！」と建築B級のM社長が額から出した格付通知書を見ながら目を丸くされました。県の格付け基準の一つ技術者要件が来年度から厳しくなり、土木・建築では従来のA級の要件がB級に求められるようになり、電気・管・舗装ではA・B級とも有資格者が1名づつ余分に必要になります。当初は本年度の格付か

大切な事技術者要件12/1が

技術者要件基準日

らの適用を県は考えていたようですが、業者の準備期間を考慮して1年先延ばしました。しかし審査基準日は今年の12月1日、あと半年もありません。「聞いたらよって良かったな」とM社長は安堵しておられましたが常勤の技術者の確保は賃金UPという経費増につながり、不況の中、頭の痛い問題です。当事務所で格付けのコンピュータ試算をされている方へは資料をお送りしていますが、ご希望の方はご連絡下さい。



● 平成16年度の格付け基準から技術職員要件を以下のとおりとします。

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事
A 級	有資格者5名以上（うち1級2名以上）	有資格者5名以上（うち1級2名以上）	有資格者3名以上（うち1級1名以上）	有資格者3名以上（うち1級1名以上）	有資格者3名以上（うち1級2名以上）
B 級	有資格者3名以上（うち1級1名以上）	有資格者3名以上（うち1級1名以上）	有資格者1名以上	有資格者1名以上	有資格者2名以上
C 級	有資格者1名以上	有資格者1名以上			

注) 土木工事及び舗装工事のいずれにもA級に格付けされるためには、有資格者6名以上（うち1級4名以上）を要件とする。

豆ニュース NO.143 平成15年11月発行